

ごあいさつ

東日本大震災から3年が経過いたしました。本県経済は、求人倍率の高さなど、上向きの傾向が見てとれますが、被災地の本格的な復興は道なかばと言わざるを得ません。

そんな中、昨年、かねてより岩手県などが誘致していた「国際リニアコライダー(ILC)」について、北上山地への立地が適当であるという評価が出されるという大きな進展がありました。

正式決定はまだ先の話ではありますが、震災で大きな被害を受けた本県にとっては、平泉の世界遺産決定に次いで、明るい話題となりました。

より力強く前進する姿を、外にアピールしていきたいものです。我々も微力ながら、皆様の活動を支援してまいります。今年度もよろしくお願ひ申し上げます。

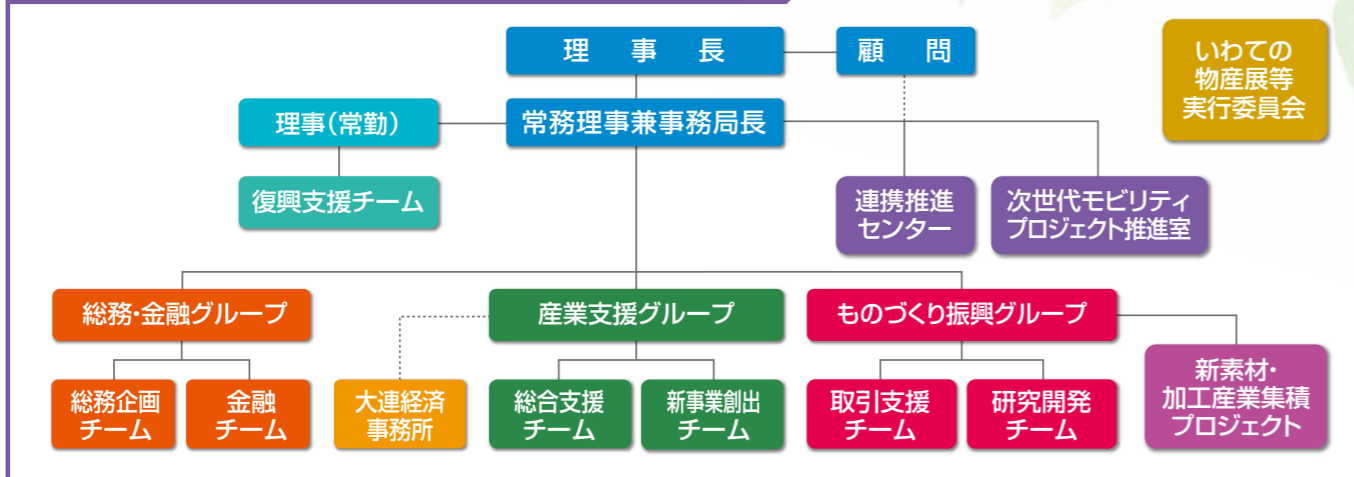


公益財団法人
いわて産業振興センター
理事長 熊田 淳



平成26年度 センター事業のあらまし

(公財)いわて産業振興センター組織体制



専門展示会等出展費用助成事業(通年)のご案内

公益財団法人いわて産業振興センターでは、首都圏等で開催される工業品分野を対象とした専門展示会等に出席を希望する県内中小企業に対し、出展料、小間装飾費の一部または全部を助成する「専門展示会等出展費用助成事業」を実施致します。積極的にご利用されますようご案内申し上げます。

※詳細は当センターのホームページに掲載しております。

募集期間	通年
申請対象	県内に本社、工場を有する中小企業
出展物	県内中小企業で製造された部品、完成品及び技術開発製品等
対象展示会	工業品(専ら鑑賞を目的とするものは除く)の分野の展示会 ※販売会、物産展は対象外
助成対象経費	出展料、小間装飾費
助成金額	限度額200,000円

【問合せ先】ものづくり振興グループ 取引支援チーム 堀合 TEL 019-631-3822 FAX 019-631-3830

総務・金融グループ

☎019-631-3820 (代表電話/総務・企画チーム)

センターの総務部門、設備貸与事業等を担当するほか、被災中小企業施設・設備整備支援事業(高度化貸付)に係る貸付事業及び東日本大震災復興特別貸付先・中小企業再生支援先に対する利子補給事業等により金融支援を行います。

総務企画チーム

☎019-631-3820 (代表)

センター業務全般について主管し、庶務・出納事務、関係機関との企画調整などを行います。また、中期経営計画に基づき経営改善に取り組むほか、公益法人改革に基づく運営を行います。

金融チーム

☎019-631-3821

1 設備の貸与 予算額:360,000千円

中小企業者のうち従業員20人以下(知事特認により従業員50人まで拡大)の小規模企業者が必要とする設備(一定の条件を満たした場合の中古設備も含む)を、当センターが企業に代わって購入し、長期、低利で割賦又はリースの形態により貸与します。

貸与期間	据置期間1年以内の半年賦又は月賦払、7年以内
貸与予算	360,000千円
利率(固定)	割賦金利 年1.65% (東日本大震災で被災し罹災証明書の発行を受けている場合は1.55%)
リース料(月額)	5年=1.822% 7年=1.346%
貸与金額	1企業100万円~8,000万円
保証金	貸与額の10%
保証人	法人の場合は代表者1名、個人事業主の場合は無

3 設備資金の貸付 予算額:350,000千円

小規模企業者、又は一定の条件を満たす従業員50人以下の企業が設備を導入する場合、所要資金の1/2以内(経営革新計画書が承認されている場合等は2/3以内)を、長期、無利子でお貸しします。

貸付期間	半年据置、7年以内
貸付予算	350,000千円
利率	無利息
貸付金額	1企業50万円~4,000万円 (新事業活動促進法の経営革新計画が承認されている場合等の限度額は6,000万円)
保証人	1の設備貸与事業に同じ
担保	譲渡担保(貸付対象設備)

2 機械類の貸与 予算額:1,500,000千円

当事業は設備貸与事業を補完する制度(県単独事業=岩手県地域産業活性化企業設備貸与事業)として位置づけられたものであり、中小企業者(企業組合、協業組合を含む)が必要な設備(一定の条件を満たした場合の中古設備も含む)を、当センターが企業に代わって購入し、長期、低利で割賦の形態により貸与します。

貸与期間	据置期間1年以内の半年賦又は月賦払、最長10年 (東日本大震災で被災し罹災証明書の発行を受けている場合は据置期間2年)
貸与予算	1,500,000千円
利率(固定)	割賦金利 年1.65% (東日本大震災で被災し罹災証明書の発行を受けている場合は1.55%)
貸与金額	1企業100万円~1億円(組合等は8,000万円)
保証金・保証人	1の設備貸与事業に同じ

※設備貸与制度等については8ページもご覧下さい。

4 被災中小企業施設・設備整備支援事業(高度化貸付)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画の認定を受け、又は法に基づき整備される仮設事業施設に入居することにより復旧・復興を図る中小企業者等に対し、当該事業に係る施設・設備資金を無利子で融資し、県内産業の復旧及び復興を促進します。

貸付期間	据置期間5年以内の月賦払、原則として20年以内
貸付予算	5,083,540千円
利率	無利息
対象物件	資産計上される建物、構築物又は設備
貸付金額	原則としてグループ補助認定事業費の1/4 (但し、必要額の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要)
保証人	法人の場合は代表者1名、個人事業主の場合は無

5 利子補給

● 中小企業災害復旧資金利子補給

東日本大震災復興特別貸付を受け事業所等が全壊又は流失した中小企業者等に対して3年間利子を補給します。

● 中小企業再生支援利子補給

中小企業者等が岩手県産業復興相談センターを活用し、事業の再建を行う場合、再建手続きに要した期間に係る旧債務の利子補給を行います。